五、私は四人を人員整理の対象にしたのは、決して人員整理の為でなく、会社の経営上の理由からであります。今日は其の覚書を有って居りますが、皆さんも承知の通り会社の現状は、私は任務断行期成団の団長として、会社の負債を整理する為に、表面義務に専念し、任務断行を対象とする者に対しては寛容の措置を講じ、其れ等の人の退職の為に、不公平が生じない様に、其の人の退職の為に、会社の業績を害する者に対しては、決心して居ります。

六、皆さんも承知であらうと思ひますが、去る二日休職者一同としての決議文は、続いて争議を惹起せんとする計画と見るより外ありませんが、其の様なことを致しました為で、結局落ちつく処は、ほかに落ちつくまい、皆さんの中には、騒げば騒ぐ程、皆さんは、対する支払能力が減殺するのであります。皆さんの中には、三日に値上げした方が有利であると云はれ、出来次第早く支払い致しますが、騒いだ人は支払能力を減殺せしめた人であります。其れ等の人に対する支拂額は、組合減額を考し、過去騒いだ為が優先的支拂を受け、騒がない者は支払遅れとなる虞れ多い習慣を、此際一掃する考で居ります。

七、幸運をつくって騒ぐことは、皆さんは、取りつの大損害であります。物質以上の損害のあることを、承知願ひます。物質以上の損害と云ふのは、其の騒ぎを見聞した皆さんの、お子さんが、蒙る損害であります。皆さんは、先達て差上げました「任務断行と任務断行期成団」を、此際も一読下さって、以上申上げましたことに対して、熟考の程、呉々も願ひ申上げます。

社長　呉

---

昭和　年　月　日

星製薬株式会社
任務断行期成団
団長

一、九月二日休職者一同として提出された決議文に対し、重役・理事・監事一同と協議しましたが、更に昨日午後社員・従業員一同に対し、その上申回答申上げ、考へでありましたが、昨午後社員・従業員一同の他の会合の者に、皆様方に、その相談を省き、詳に左記の通り回答申上げます。

二、八月三十一日附の通知書、九月二日各位の職務に中止した事情及び昨日速達を以て申上げました手紙に依りて所要求に応ずることは出来ません。退職者と合流し又は休職者のみを以つて団体を作り、労働争議をなし又は、これに類したる騒ぎをなすことは、社員・従業員及び参社の任務断行を妨害し、今在実生を妨げるものであります。

三、決議文は、実情に違ひ、徒らに争議を煽動せんとする計画と見るよりほかありません。若其君の中に決議文の如く、右の如き騒ぎ、妨害をなす者が、後日退職金問題に能力をなさず、妨害ばかり、減殺して支拂を延期せしめ、其者を、職務に依る支拂条件に依って、支拂をなすことを申上げておきます。

四、過去を騒ぐ者が、優先的支拂を受け、騒がざる者には支拂遅れ勝ちであった。男らしく、と（止むを得ざる事でありましたが）を任務断行期成団の大方針に依り、此際改めることに致します。

又争議を起し、表面表面に決裂し、書面書簡を送るものに対して、過去の（過去は昔なり）覚書であつたが）行為を実践せず、解雇することも、敢して、星製薬株式会社の